

本メルマガは、当社「日税主催研修」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長・松本 光輝先生に 300 社を超える会社の再生の成功体験をもとに、金融機関交渉に関して Q&A 形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

■現状

ゴルフ会員権の取引業を営まれている二代目社長からの相談。

社長 70 才、妻 65 才、先代 90 才の三大家族。社長は数年前に第二会社として B 社を設立、B 社の社長には妻がなっているが、取引は社長が継続して行っていた。

平成 22 年に銀行から 5,000 万円の融資を受けたが、返済が滞ったために平成 27 年に銀行の子会社であるサービサーに債権が売却された。

今になって、サービサーから B 社に対して“法人格否認”の訴状が届き、従来会社 (A 社) と B 社が同法人格であるとして、B 社に対してサービサーから債務残額 2,000 万円を支払うよう請求があった。

■相談点

B 社の代表である妻に裁判への出廷要請がきているが、妻に迷惑をかけたくない。債務残額 2,000 万円を請求されているが、年金生活なので、全額の返済などできない。これを和解で収めたい。どうすれば良いか？

◆アドバイス

訴訟に勝てば 2 社は別法人なので債務の請求を受けなくて済む。現状では法人格否認は決定ではないので争うことはできるが先ず勝てない。状況を考えると訴状の呼び出しには応じるべきである。これまでの連絡を全て無視していたということなので、サービサーからの印象を良くしたい。和解や訴外交渉が進みやすくなる。

サービサーに認めてもらえれば社長も同席できるが、裁判所の応答は B 社の代表である妻が行わなければならない。妻は B 社の保証人ではないので、例え法人格の否認が決定しても妻に請求はいかない。保証人になっていけば訴え先が会社と個人となるが、今回は会社だけが訴えられている。決定によってサービサーが請求できるのは A 社、社長の個人資産、B 社だけである。

和解の場合は、裁判所に 3 回程行くことになる。こちらがいくら払えるか聞かれるので 10 万円程と答える。サービサーはおよそ 300 万円前後を分割で支払う内容で和解を持ちかけてくる。300 万円は支払えないので 100 万円と 30 万円を一括、残りを 2 年分割にして欲しいと交渉する。サービサーがこの条件を呑むなら和解は成立し、残りの債務額は免除される。

和解が叶わない場合、法人格否認の決定がくだる。B 社の資産、口座は差し押さえられるので早めに現金を移しておく。サービサーが今後の返済可能額を調査に来るので月 5 千円から 1 万円と話す。無視が一番不利益を被る選択、真摯に対応する。

年金もとられないように、今の口座でない振込先に変更する。サービサーに 2 年程支払いを続けられれば、訴外交渉として返済額の 12 ヶ月分、12 万円で和解になる可能性が高い。

[執筆者プロフィール]

松本 光輝 株式会社事業パートナー 代表取締役

40年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に25億円の負債を抱え、その後3年半でその負債を解消する。2003年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが1~2ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれがあるという危機的状況の中から、1社も倒産させることなく、300社を優に越える会社の再生を成功させる。

◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。

◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30日以内に再生計画を作成して、実行に移している。

◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。